

「平成 22 年度 認知症介護研究・研修東京センター研修実施要項」
(ユニットケア研修)

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）は、ユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で行われる生活単位と介護単位とを一致させたケアをいう。以下同じ。）を行う介護保険施設（開設を予定しているものを含む。以下同じ。）又はユニット型施設に準ずるケアを行う従来型介護老人福祉施設（以下「ユニット型施設等」という。）の管理者及び職員に対し、ユニットケアに関する研修（以下「ユニットケア研修」という。）を実施することにより、ユニット型施設が、＜入居者及び利用者＞一人一人の意思及び人格を尊重し、入居及び利用前の居宅における生活と入居及び利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者及び利用者が自立的な日常生活を営むことを支援することを目的とする。

(研修コース)

第2条 東京センターが実施する研修のコースは、施設管理者研修及びユニットリーダー研修とする。

(都道府県及び指定都市からの受託)

第3条 本研修は、都道府県及び指定都市から委託を受けて実施するものとする。

(募集要項)

第4条 受講者の募集にあたっては、別に定める「平成22年度認知症介護研究・研修東京センターユニットケア研修（施設管理者研修分・ユニットリーダー研修分）受講者募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、実施するものとする。

第 2 章 施設管理者研修

(施設管理者研修)

第 5 条 本研修は、平成 20 年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について（平成 20 年 3 月 26 日老計発第 0326001 号厚生労働省老健局計画課長通知）の別添「ユニットケア施設管理者研修実施要綱」に基づく施設管理者研修である。

(研修対象者)

第 6 条 研修対象者は、ユニット型施設等の管理者又は管理者予定の者のうち、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の長が受講するに相応しい者と認め、かつ、東京センター長へ研修受講者として推薦された者とする。

(研修方法)

第 7 条 研修方法は、東京センターにおける講義・演習（3 日間）とする。

(研修内容)

第 8 条 研修内容は、ユニットケアの意義、ユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法について、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

(研修受講者数)

第 9 条 研修受講者数は、原則として研修 1 回につき 30 名程度とする。

(研修の実施場所)

第 10 条 研修の実施場所は、原則として東京センターにおいて実施する。

(研修受講手続き)

第 11 条 研修受講手続きは、第 4 条に定める募集要項の手続きによるものとする。

(研修受講者の遵守事項)

第 12 条 研修受講者は、東京センターの諸規則を遵守しなければならない。

(受講の取り消し)

第13条 東京センター長（以下「センター長」という。）は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、都道府県等の長と協議し研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第14条 センター長は、研修修了者に対し、別紙様式1の修了証書を交付するものとする。

(研修修了者の登録)

第15条 センター長は、研修修了者についてユニット型施設等の管理者として、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録し管理するものとする。

(研修費用)

第16条 研修に要する経費については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、第4条に定める募集要項によるものとする。

第3章 ユニットリーダー研修

(ユニットリーダー研修)

第17条 本研修は、平成20年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について（平成20年3月26日老計発第0326001号厚生労働省老健局計画課長通知）の別添「ユニットリーダー研修実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づくユニットリーダー研修である。

(研修対象者)

第18条 研修対象者は、ユニット型施設等に勤務している職員又は勤務する予定の職員（実施要綱に定める者とする。）であって、各ユニット（ユニット型施設に準ずるケアを行う従来型介護老人福祉施設にあつては小グループとする。）においてリーダーとなる者のうち、都道府県等の長が受講するに相応しい者と認め、かつ、東京センター長へ研修受講者として推薦された者とする。

(研修方法)

第19条 研修方法は、東京センターにおける講義・演習（3日間）及び東京センターが指定する実地研修施設における実習（5日間）とする。

(研修内容)

第20条 研修内容は、ユニットケアの理念と意義等について、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

(研修受講者数)

第21条 研修受講者数は、原則として各実地研修施設の受入定員を限度とする。

(研修の実施場所)

第22条 研修は、東京センターが指定した実地研修場所において実施する。

(研修受講手続き)

第23条 研修受講手続きは、第4条に定める募集要項の手続きによるものとする。

(研修受講者の遵守事項)

第24条 研修受講者は、実地研修施設の諸規則を遵守しなければならない。

(受講の取り消し)

第25条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、実地研修施設及び都道府県等の長と協議し研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第 26 条 センター長は、研修修了者に対し、別紙様式 2 の修了証書を交付するものとする。

(研修修了者の登録)

第 27 条 センター長は、研修修了者についてユニット型施設等のユニットリーダーとして、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録し管理するものとする。

(研修費用)

第 28 条 研修に要する経費については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、第 4 条に定める募集要項によるものとする。

附 則

(施行期日)

本要項は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

第	号		
修	了	証	書
氏	名		
(生年月日) 昭和 年 月 日			
あなたは、認知症介護研究・研修東京センターが実施する ユニットケア施設管理者研修を修了したことを証します。			
平成 年 月 日			
認知症介護研究・研修東京センター長			
本	間	昭	

別紙様式 2

第	号		
修	了	証	書
氏	名		
(生年月日) 昭和 年 月 日			
あなたは、認知症介護研究・研修東京センターが実施する ユニットリーダー研修を修了したことを証します。			
平成 年 月 日			
認知症介護研究・研修東京センター長			
本	間	昭	